

令和 8 年度 学校安全ナビ

家庭保存版

学校を取り巻く状況は、様々に変化しています。子どもたちが安心して学校生活を送るために、日々の安全教育や安全管理をはじめ教育活動すべてにおいて、危機意識をもった対応を行うようにしています。ケースによって対応が異なる場合もありますが、学校としての基本の考え方をまとめました。子どもの安全確保・安心のためご家庭でも確認し、ご協力ください。

川崎市立栗木台小学校

1. 災害から身を守る

(1) 災害時の対応

■「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時について

1. 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限りません）に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」「降灰予報」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されている場合は、児童生徒の安全確保のため、当日一日を臨時休業とします。また、午前6時の時点で、神奈川県のいずれの市町村等の「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が解除されていた場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社※が計画運休を実施している場合も、当日を臨時休業とします。
（※JR東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）
2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについては、これまで通り、その状況に応じて学校として判断を行い、保護者の皆様にご連絡いたします。
3. 午前6時の時点で特別警報等の発表はないが、その後、始業までに特別警報等が発表された場合は、臨時休業や授業の繰り上げ等の対応とすることがあります。その際はメール配信等でお知らせいたします。既に登校している児童生徒については、安全な帰宅や引渡し等、状況に応じた対応を行います。
4. 児童の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業を繰り上げ、安全なうちに児童生徒を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なる恐れのある時は、児童生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、計画運休が発表された場合並びに警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、児童生徒の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合に、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。
いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるようなときは、メール配信等でお知らせいたします。
5. その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。

■地震発生時の児童生徒の安全確保について

1. 臨時休業について

川崎市内のいずれかの地域（〇〇区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一齐に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。（登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。）

また、発生した日が休日、休前日（たとえば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が授業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、児童の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童生徒の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

2. 児童生徒の下校

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（〇〇区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、川崎市立小学校、特別支援学校においては、すべての児童を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則になります。

■大規模な風水害による緊急避難場所開設に伴う学校の対応について

1. 発令された警戒レベルにかかわらず①緊急避難場所が開設された。②実際に大規模避難等があった。③翌日からの教育活動が困難だと校長が判断した。
以上の全てに該当する場合は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業となります。

2. 緊急避難場所が解説されたことのみをもって、臨時休業とするものではありません。避難者が少なく、学校運営に支障がない場合、学校は児童生徒の安全にも配慮して教育活動を行います。
3. 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等を行う場合があります。
4. 上記において、いずれの場合も、メール配信等でお知らせいたします。

■その他

臨時休業日の遠足・修学旅行・自然教室・体験学習は原則として、延期・中止とします。

火山噴火により人々の生活に影響を及ぼす後輩が予想される場合は気象庁から降灰予報が発表されます。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（Tel987-4633）まで御相談ください

(3) その他の自然災害

■土砂災害

北側斜面の土砂崩れの危険が高まった場合は、校舎の2階以上の南側に水平垂直避難をします。

保護者による児童引き取りも原則教室でおこないます。

- ＜資料＞
- ・立ち退き避難が危険な状態となっている場合は急斜面地の反対側の2階以上に屋内避難する。（国交省告示）
 - ・土砂災害警戒区域が建物にかかっていない場合、外への避難が困難である場合には、屋内安全確保を検討する。（川崎市危機管理局）

■竜巻・雷

屋外活動中に竜巻・雷の予兆があった場合、速やかに活動を停止、中断し安全な場所に避難します。

発達した積乱雲の近づく兆し ・真っ黒い雲が近づき周囲が急に暗くなる。 ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。 ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。 ・大粒のひょうや雨が降り出す。	竜巻から身を守るための行動 ・屋外では頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくする。 ・家の1階の窓のない部屋に移動する。 ・窓のシャッターやカーテンを閉め、ガラスの飛散を防ぐ ・丈夫な机やテーブルの下に入るなど身を小さくして頭を守る。 「竜巻から身を守る」気象庁より
---	---

2. 犯罪から身を守る

不審者侵入への対応

- ・電磁式ロック、インターフォンにより来校者を確認します。日常的に来校者に声をかけることを意識し、不審者侵入や不審行動を抑止するように努めます。
 - ・「発見する 声をかける 知らせる 全員で対応する」という対応の基本を受け、状況によってチームでの連携ができるようにします。（隔離・誘導避難・放送・通報等の対応）
 - ・不審者を教室に入れない、子どもから遠ざける、安全な場所に誘導することを優先します。
 - ・日ごろからスクールガードリーダー・スクールサポーター、地域の方々との情報共有に努め、必要に応じて、見守りやパトロール等を依頼したり教職員が実施したりします。
- ★子どもの心のケアが必要な場合は、保護者の許可を得てスクールカウンセラーにお願いする等の対応をします。

3. その他

- ・巧妙な名簿聞き取りの電話がかかってくる場合があります。外部機関等で他の児童の情報を電話で聞き取ることはないので、十分にお気をつけください。

防災マニュアル・学校安全マニュアル等をもとに、全教職員で安心・安全のための対応していきます。その時々で判断をし、最善の方法をとっていくつもりですので、ご理解とご協力をお願いします。

各種警報発表時及び自然災害発生時における児童生徒の登校・下校について

	警報、事象	保護者の対応	学校の対応	
			授業の扱い	出欠席
登校前	「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」を伴わない「大雪警報」「大雨警報」等の警報が発表中の場合	保護者が安全と判断した場合に登校させる。	原則として通常どおり。	保護者の判断で登校を見合わせても欠席・遅刻にはならない。
	神奈川県内のいずれかの市町村等に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかで午前6時の時点で発表継続中の場合（※1）	登校させない。	当日が臨時休業	欠席にはならない。
	午前6時の時点で市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社が計画運休を実施している場合（※1、2）	登校させない。	当日が臨時休業	欠席にはならない。
	川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合	登校させない。	当日と翌日が臨時休業	欠席にはならない。
	緊急避難場所が開設された場合	学校からの連絡により対応する。	臨時休業とするかどうかは学校が判断して連絡する。	臨時休業となった場合は欠席にはならない。
	午前6時の時点で降灰予報が発表継続中の場合（※1、3）	登校させない。	当日が臨時休業	欠席にはならない。
登校後	「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」を伴わない「大雪警報」「大雨警報」等の警報	学校から連絡があれば、その内容に応じて、対応する。保護者の判断で引取を行うこともできる。	原則として通常どおり。	早退にはならない。
	神奈川県内のいずれかの市町村等に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかで発表された場合	学校からの連絡により対応する。	・授業の繰り上げ措置 ・下校方法を連絡	早退にはならない。
	川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合	・小学校、特別支援学校 児童生徒の引取 ・中学校、高等学校 学校と予め決めた方法で対応	・授業の繰り上げ措置 ・翌日が臨時休業	早退にはならない。
	緊急避難場所が開設された場合	学校からの連絡により対応する。	臨時休業とするかどうかは学校が判断して連絡する。	臨時休業となった場合は欠席にはならない。
	降灰予報が発表された場合（※3）	学校からの連絡により対応する。	・授業の繰り上げ措置 ・下校方法を連絡	早退にはならない。

【留意事項】

- ・保護者は、「ミマモルメ」等による学校からの連絡を確認し、お子様を引き取りに来てください。保護者がお見えになるまで、お子様は学校でお預かりいたします。
- ・保護者の代理の方が引き取る場合は、必ず保護者が学校へ連絡してください。連絡がない場合には、引き渡しができない場合があります。
- ・上記以外の理由で教育活動の安全確保を図るために、臨時休業とする場合があります。
- ・小学校に設置されている「わくわくプラザ」につきましては、当該小学校が臨時休業した場合は、原則臨時休室となります。
- ※1 高等学校定時制課程昼間部においては午後11時、夜間部においては午後2時の時点とします。
- ※2 高等学校においては市内の鉄道事業者に限らず、通学に支障が生じる場合、各校の状況に応じて対応します。
- ※3 火山噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に気象庁から降灰予報が発表されます。（気象庁HP参照 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/qvaf/qvaf_guide.html）